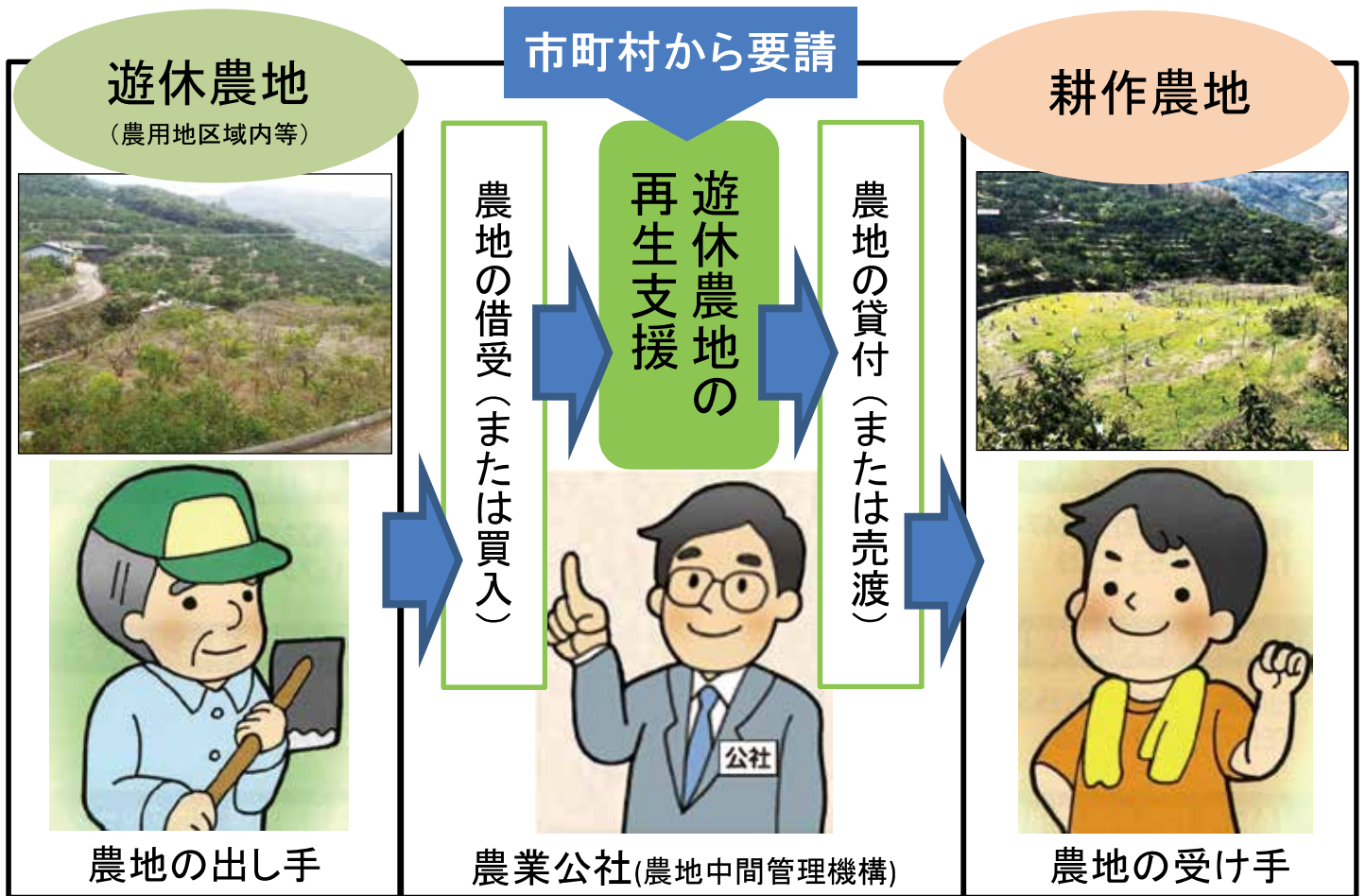


～遊休農地の活用をお考えの農業者の皆様へ～

その遊休農地の再生を 農業公社(農地中間管理機構)が支援します!

農地を貸したい出し手(所有者)と規模拡大したい意欲ある受け手(担い手)が、**農業公社を通じて遊休農地の貸借や売買をして頂ければ、その解消や修復、改良に必要な経費を農業公社が受け手に支援**します。

(※支援を受けるには一定の要件を満たしている必要があります。その詳細は裏面をご覧ください。)



【お問い合わせ先】

○公益財団法人 和歌山県農業公社(農地中間管理機構)

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階

TEL: 073-432-6115 / FAX: 073-422-4031 / E-mail: wanouko@alpha.ocn.ne.jp

○和歌山県庁 経営支援課 農地活用班

TEL: 073-441-2890 / FAX: 073-424-0470

または、お近くの市町村農業担当課、JA営農担当窓口、県振興局農業水産振興課へお問い合わせください。

農地中間管理事業を通じた農地の貸し借りについては、和歌山県農業公社までご相談ください。

【事業の主な要件】

- ①農地法で定める遊休農地であること（ただし、水田及び畑地の2号状態は除く）。
- ②農振法で定める農用地区域内の遊休農地であること（北山村及び太地町以外の市町の場合）。
- ③対象農地が園芸農業で活用される見込みがあること。
- ④県農業公社を通じて遊休農地の貸借（5年以上）もしくは売買の手続きを行うこと（自作地の遊休農地の解消は対象外）。
- ⑤解消対象となる遊休農地の面積が5 a以上であること。
- ⑥解消後、担い手* が一団農地として効率的に耕作できること。

*認定農業者、基本構想水準到達者等、農業士、近い将来担い手になることが見込まれる者、輸出に取り組む者、J A

【支援内容】

- ①遊休農地の解消（樹木伐採・草刈り）に要する経費を支援します。

遊休農地10a当たり、下記を上限として、解消にかかる費用を支援

農地属性	傾斜度	遊休の程度		
		軽微	荒廃	
		2号遊休農地 (※1)	1号遊休農地 (※2)	灌木が繁茂した 1号遊休農地(※3)
畑地 (畑作可能な 水田含む)	15度未満	補助対象には なりません	100,000 円	150,000 円
	15度以上		120,000 円	180,000 円
樹園地	15度未満	150,000 円	200,000 円	250,000 円
	15度以上	180,000 円	240,000 円	300,000 円

※1 「2号遊休農地」とは、利用程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地

※2 「1号遊休農地」とは、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地

※3 1号遊休農地のうち、幹が6cm以上の灌木が繁茂している場合
(遊休農地の判断は、各市町村の農業委員会が行います。)

- ②遊休農地の修復に要する経費を支援します。

遊休農地10a当たり、10万円を上限として、遊休農地の附帯設備等の修復にかかる費用を支援

修復内容	1 mもしくは1 m ² 当たりの 上限単価
石垣や単軌道(軌道)、園内道・進入道、鳥獣害防止柵、水路、スプリンクラーの修復	2,000～20,000円

- ③遊休農地の改良に要する経費を支援します。

遊休農地10a当たり、10万円を上限として、遊休農地の設備改良や傾斜の緩和、客土にかかる費用を支援

改良内容	1 mもしくは1 m ² 当たりの 上限単価
石垣や単軌道(軌道)、園内道、鳥獣害防止柵、水路、スプリンクラーの改良	2,000～20,000円

事業内容	1 m ³ 当たりの上限単価
傾斜の緩和、客土	8,000円